

覚醒剤使用女性に無罪

地裁判決 「故意と認定できず」

尿から覚醒剤が検出されたとして、覚せい剤取締法違反(使用)の罪に問われた横浜市中区の無職女性(48)の判決公判が7日、横浜地裁であり、国井恒志裁判官は「使用の故意を認定するには合理的な疑いが残る」として無罪(求刑懲役2年6月)を言い渡した。

判決によると、女性は昨年7月、県警に任意提出した尿から覚醒剤が検出されたため逮捕された。公判で

女性は尿提出の2日前、狭い室内で知人が粉をあぶって吸ったことがあったと主張、その煙を覚醒剤と知らずに自動的に吸わされたと訴えていた。

国井裁判官は判決理由で、同年5月に行われた別の尿検査が陰性だったことや女性に真新しい注射痕がない点から、「使用の故意を強く推認することはできない」と指摘。女性の供述についても「不自然・不合理的と断定できるものはない」とした。

さらに女性の逮捕後10日ほどで、知人が所在不明になった点にも言及。「捜査機関は重要参考人である知人から事情聴取する機会を逃した。真相解明において、検察官の立証に限界があった」と述べた。

判決後、女性は「私が故意にやったと決めつけず、もう少し慎重に捜査してほしかった」と警察・検察を批判した。横浜地検は一判決文を精査し、上級庁とも協議の上適切に対応するとコメントした。

(報道部)